

## ★情報公開制度の運用状況

本市の「情報公開制度」は、皆さんの請求により、市が持っている行政情報（公文書）を公開するもので、令和3年度（令和3年4月～令和4年3月）は、78件の請求がありました。

請求内容は、工事設計書、住居表示に関する資料などで、請求の結果は次のとおりです。

### ■公文書公開請求の実施機関別件数と処理状況■

実施機関	請求（申出） 件数	公 開	部分公開	非公開	不存在
市 長	67	42	17	1	7
消 防	6	5	1	0	0
教育委員会	4	2	0	0	2
農業委員会	1	0	1	0	0
合 計	78	49	19	1	9

※ 実施機関とは、情報公開条例及び個人情報保護条例に定められた公開請求の対象となる機関で、地方自治法上の執行機関（市長、行政委員会等）及び議決機関（議会）をいいます。

※ 個人に関する情報や、法令等で禁止されているものは公開できないことがあります。その場合は、部分公開または非公開となります。